

●香川県監査委員公表第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年11月4日

香川県監査委員 林 勲  
 同 大西 均  
 同 香川 芳文  
 同 高城 宗幸

- 1 監査対象部局 健康福祉部
- 2 監査対象年度 平成27年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>納入通知書を納期限の10日前までに納入者に到着するように発行していなかった。また、調定何書の施行欄に納入通知書発行に係る記載がないものが散見された。（医務国保課）</p> <p>イ 支出について</p> <p>（ア） 高速道路利用に係る通勤手当について、支給の対象外とすべき利用に対し手当を支給していた。（中讃保健福祉事務所）</p> <p>（イ） 生活保護費に係る前渡金精算書について、正確に記載されていないものがあった。（中讃保健福祉事務所）</p> <p>（ウ） 超過勤務手当について、支給漏れがあった。（川部みどり園）</p> <p>（エ） スキャナーの修繕について、</p>	<p>ア 収入について</p> <p>今後は、同様の事態が起こらないよう、納入通知書の発行については、納期限の10日前までに納入者に到着するよう発行する。また、調定何書の施行欄については、指摘を受けて直ちに、記載を行った。</p> <p>イ 支出について</p> <p>（ア） 指摘を受けて直ちに、実績手当通知の修正入力を行い、戻入手続を行った。今後は、通勤手当に関する規則に基づき、利用申請内容の確認については、複数の職員により適切に行うよう事務処理を徹底する。</p> <p>（イ） 前渡金の精算を行う管内各町に前渡金精算書の記入例を送付するとともに、当該事案について訂正等の依頼をした。今後は、会計規則に基づき、前渡金精算の記載については、複数の職員により適切に行うよう事務処理を徹底する。</p> <p>（ウ） 指摘を受けて直ちに、支給手続を行い平成28年4月に支給した。今後は、実績入力の漏れが起きないように、庶務担当においても入力確認を徹底する。</p> <p>（エ） 修繕の発注は、事前に修繕伺</p>

発注前に修繕伺の作成がなく、修理後の動作確認も十分になされていなかった。また、当該物品を業者に6月以上預けたままになっており、物品の管理が十分でなかった。(保健医療大学)

(オ) 超過勤務手当について、支給が漏れているものがあった。(医務国保課)

(カ) 高速道路利用に係る通勤手当について、週休日の利用に対し通勤手当を支給していた。また、マイレージサービスの登録の有無を確認していなかった。(斯道学園)

#### ウ 契約について

(ア) 障害者スポーツ大会開催に係る業務委託契約書において契約の相手方の表示に誤りがあった。(障害福祉課)

(イ) 高校進学等支援業務委託契約及び住宅確保・就労支援業務委託契約において、契約書に定める業務従事者名簿届出書が提出されていなかった。また、業務に従事する支援員が必要な実務経験を有することを書面その他の方法により確認する必要がある。(健康福祉総務課)

(ウ) 単価契約をしている検査用試薬の購入について、契約書に消費税及び地方消費税の算定方式を記載しておく必要がある。(食肉衛

を作成の上、行うとともに、修理後の動作確認を十分に行うよう事務処理を徹底する。また、修理が可能かどうか確認するために物品を業者に預ける場合は、品名、預け日付及び期限等を記載した書類を作成し、適正な管理に努める。

(オ) 指摘を受けて直ちに、支給手続を行い、平成28年4月に支給した。今後は実績入力の流れが起きないように、庶務担当においても入力確認を徹底する。

(カ) 週休日の利用に対して支給した通勤手当について、平成28年6月分支給時に過払い分を返納した。今後は、勤務日の確認及びマイレージサービスの登録の確認を徹底し、適正な額の支給を行う。

#### ウ 契約について

(ア) 契約の相手方については、平成28年度契約分から、代表者の個人名ではなく、「香川県障害者スポーツ大会実行委員会」とした。今後はこうした誤りがないよう、事務処理を徹底する。

(イ) 指摘を受けて直ちに、受託事業者から業務従事者名簿届出書の提出を受けるとともに、従事者の履歴書(写)を徴収し必要な実務経験があることを確認した。今後は、契約で定める書類の提出漏れがないかを十分に確認するとともに、仕様書で定める事項のうち確認を要するものについては、必要となる書面の徴取を徹底する。

(ウ) 平成28年度単価契約書に記載した。今後は、記載誤りのないよう事務処理を徹底する。

<p>検討指示事項</p>	<p>生検査所)</p> <p>エ その他</p> <p>県に事務局を置く任意団体については、所属長が年2回以上自主検査を実施すべきところ、当該団体の事務に従事している者が検査をし、検査回数も1回であった。(川部みどり園)</p> <p>ア 心身障害者扶養共済制度について、掛金の滞納があったときの県の取扱いを明確にするよう検討する必要がある。また、過去において発生した未収金について、その処理方針を検討する必要がある。(障害福祉課)</p> <p>イ 毒物劇物の管理担当者が行った定期点検の結果について、毒物・劇物出納簿等による所属長への報告をしていなかった。また、規程の改正を含め、管理方法等の見直しを検討する必要がある。(食肉衛生検査所)</p>	<p>エ その他</p> <p>今後は、適正に任意団体の自主検査を年2回以上実施する。</p> <p>ア 掛金の滞納があった場合には、「香川県心身障害者扶養共済制度未収金徴収事務処理要領」に定める、督促等の未収金発生時の対応に基づき、事務処理を行っているが、滞納が長期化しないよう、他県の状況も参考にし、より効果的な取扱いを検討する。また、過去に発生した未収金については、関係課とも協議の上、処理方針の検討を行う。</p> <p>イ 指摘を受けて直ちに、毒物・劇物出納簿等へ点検結果の記載を行い、所属長へ報告した。平成28年3月に毒物劇物危害防止規定の改正を行い、毒劇物の重量を使用簿へ記載することとし、また、立会いたした管理責任者を併記するよう点検票の様式を変更した。</p>